

令和3年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第3回 権利擁護専門部会 要点記録

日時 令和4年2月28日（月）13時30分～15時
オンライン開催（文京区民センター地下1階C-base）

<会議次第>

- 1 開会挨拶
- 2 第2回当事者部会・権利擁護専門部会合同開催の報告
- 3 意見交換
 - ・当事者委員のライフヒストリーから読み解く意思決定支援
 - ・意思決定支援における課題や展望
- 4 意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について
- 5 その他 次回日程等

<権利擁護専門部会委員（名簿順）>

出席者

【当事者部会】

竹間 誠次 委員

【権利擁護専門部会】

松下 功一 部会長、新堀 季之 副部会長、美濃口 和之 委員、箱石 まみ 委員、山口 恵子 委員、平石 進 委員、久米 佳江 委員、渋谷 尚希 区委員、高松 泉 区委員、佐藤 祐司 区委員

【権利擁護専門部会事務局】

坂田、山田、神山、水野

欠席者

高山 直樹 会長、藤枝 洋介 委員、安達 勇二 委員、浦崎 寛泰 委員、安田 剛一 委員、杉浦 幸介 委員、荒井 早紀 区委員、安藤 浩子 区委員

1 開会

事務局平石委員より

新型コロナウイルスの感染防止のためオンラインで開催。本日は11月30日に開催した障害当事者部会との合同部会の振り返りを事務局より報告。その時の合同部会にてご登壇いただいた当事者部会員の竹間委員においでいただき、第二回で行ったものよりもう少し深掘りしたライフヒストリーをご用意していただいたので踏み込んだ意見交換をしていきたい。最後に意思決定支援のガイドラインについて新堀副部会長にご紹介いただき15時頃終了予定。

松下部会長よりご挨拶

2月はグループホームの10人の入居者のうち5人が陽性となりクラスターが発生し、予防対策課をはじめとする皆様には大変お世話になった。ちょうど先週で経過期間が終わり通所施設を含め通常営業となったが、常に

予断を許さない状態。今日は竹間さんに来ていただいて、気合が入っていて自前のライトも持ってきている。非常に楽しみにして参加してくれた。

2 第2回当事者部会・権利擁護専門部会合同開催の報告

権利擁護専門部会事務局山田より資料第1号、第2号を用いて第2回合同開催で出た意見やアンケート結果の報告。

- ・当事者部会も次回振り返りを行う。竹間さんの話を聞いて良かったと全員が感じていたので今後さらにお役立ちいただきたい。
- ・竹間さんは話してみて感想はどうだったか。
→いっぱいの方が来てくれてうれしかったし、話を聞いて良かったと言ってもらえてよかった。

3 意見交換

○当事者委員のライフヒストリーから読み解く意思決定支援

資料4号(画面共有)を用いて、竹間委員よりこれまでの個人史や体験談を松下部会長とのインタビュー形式でお話しいただく。

- ・私は今34歳の就労している子どもの母親でもあるが、就労しているので福祉サービスにもつながっておらず相談ごとは私が全部やりくりしている。仕事の相談をされたら「やめればいい」ではなく「頑張りなさい」と言ってしまうと思う。親以外で上下関係なくざっくばらんに気持ちが話せる方がいるといいのかなと思った。ジョブコーチの仕事をしているが、仕事の相談は会社の人には言えないこともあるので、就労支援センターの方がまめに来てくれると良い。ただ就労支援センターも人手が少ないという課題があると思う。支援の時は初対面なので意見を言うのではなくまずはひたすら気持ちを聞くことから始めている。
- ・相談する先が必要なのはよく理解できるが、「やめちゃえばいい」なんて相談された人が言うのは難しい。親だからこそいえるのかのかもしれない。就労支援センターの方が「じゃあやめちゃえばいい」とは言わないだろうし、そういう選択肢が無い相談なんて意味がないのではないかと思った。「頑張りなさい」と言われるなら相談したくなくなるのではないか。
- ・先輩からの悪口やいじめ等、辛いことがあったと思う。そうした立場から見て私もご本人の気持ちとか状況をしっかり考えてサービスを決定していきたいと考えた。
- ・「やめればいい」と言えるのは家族しかいないとつくづく思った。他人は簡単には答えが出せないと思う。
- ・ご両親も高齢化してきて今後の心配があるとお話があったが、今竹間さんが障害のサービスを利用しているように高齢者の方も介護サービスと別のサービスが受けられるようになるので、幸い今竹間さんは社協とつながっているのでスムーズにいけるんじゃないかと思う。お家の事も対応できる場所があり、高齢になったら誰でもサービスを受けられるようになるので安心していただいて大丈夫。
- ・様々な支援者と出会い繋がって、竹間さんの人柄もあり、今の竹間さんがあるんだなと強く感じた。最初に働いた時や転職した時に今支えてくれる方々のような出会いがあったら就労するという選択肢もあったのかなと思う。就労の場での相談できる人の重要さを竹間さんの話を聞いて痛感した。
- ・就労支援センターやハローワークなど、障害のある方の就労をサポートしてくれる人が増えている。竹間さんの頃は相談する人といえばお母さんか区役所くらいしかなかったが、今だったらまた働いてたかもしれない。
- ・ジョブコーチについては、過去と比べるとどんどん良くなっていると思う。3月31日でハラスメント対策に関する移行措置が終わり中小企業でもハラスメント対策を制度化しないといけないことになっている。今話をお聞きしてディサビリティーズハラスメントも対策として考えないといけないのかなと思った。

・高等部を卒業して一般企業に就職されたということだが、どうやってその会社に決めたのか？

→「こういう会社があるけど行く？」と言われた。2週間実習に行ったら他の会社は実習には行っていない。実習に行ったら会社の人に認められたので、選んだというよりはそれしかなかった。会社を決めた時は会社に興味があったがお給料が少ないと思った。

・「やめていいよ」と言ってくれる人の貴重さを感じた。一方、母も支援者から色々な助言を受けて、子の意思決定に知恵をもらった上で応える必要がある。母が同じ立場の保護者や専門職と早い時期から関係を持つことが、例えば家族会への参加等、障害者である子どもの権利を守る上で重要である。竹間さんの話を聞いてその時々に関係者が導いてくれたことがわかった。その方の障害特性によって支援の核となる人は変わり、精神障害者の場合は主治医の先生になると思うが、そういった人の意見を大事に支援していく必要を感じた。

4 意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について

【竹間さん退席】

新堀副部長より資料第3号を用いて各種ガイドラインの説明。

・第二回の合同部会で竹間さんをお呼びした時に、「質問方法によって答えが変わってくるのではないかな」という質問があった。竹間さんのライフヒストリーでも最初は「職員の言うことは聞かないといけないと思っていた」とあった。障害のある方も含めて意思決定支援のガイドラインがかなり進んできているところで、分野とか場面で色々なガイドラインが出ている。成年後見は比較的早くガイドラインが出てきていて、意思決定支援の重要性と成年後見活動の注意点を中心に書かれている。障害分野では、意思決定支援とは意思表示支援、意思形成支援、意思実現支援の三つで意思決定支援だとするガイドラインが出てきている。どれが良いか悪いかより、特色や場面、障害特性をふまえて物事を整理していくのがいいかと思う。事務局で用意して頂いた比較表をご覧いただき、こういったものがあるというのをご存知頂きたい。今後、意思決定支援について権利擁護部会で話し合う時にはどの辺にガイドラインのベースをおけばいいか整理することで話がしやすいと思った。

特に知的障害の方に対してクローズドクエスチョンで行って、自分が選びたくない物を選んでしまった時も「自己決定じゃないか」と言われる懸念もあるので、意思形成についてどのようにアプローチしたらいいかを権利擁護部会である程度整理して見解を持っていた方がいい。疑念を抱かせない様な整理の仕方、それを啓発していくというのが権利擁護部会として必要になる。それを当事者部会とすりあわせて当事者の方がどういう支援だったら安心して意思決定できるかを考えられたらいいと思う。

5 その他 次回日程等

事務局より事務連絡。

今年度の部会は終了。任期が一旦終了となり来年度から任期は「障害者計画」の期間と合わせて3年。当事者委員の方は1年毎の確認となっている。